

・賃上げ促進税制（概要）

青色申告書を提出する法人や個人事業主が前年度より従業員の給与を一定割合増加させた場合に、その増加額の一部を法人税・所得税より税額控除できる制度（控除上限額は法人税額または所得税額の20%）

税額控除率 新旧比較表

		令和 6 年 4 月 1 日開始事業年度以後					令和 6 年 3 月 31 日開始事業年度まで			
区分	増加率の 判定対象	賃上げ 要件	基本 控除率	教育 訓練費	くるみん えるぼし	合計 控除率	賃上げ 要件	基本 控除率	教育 訓練費	合計 控除率
中小企業向け	全雇用者(注 1)	+ 1.5 %以上	1 5 %	+ 1 0 %	+ 5 %	3 0 %	+ 1.5 %以上	1 5 %	+ 1 0 %	2 5 %
	給与等支給額	+ 2.5 %以上	3 0 %			4 5 %	+ 2.5 %以上	3 0 %		4 0 %
全企業向け	継続雇用者(注 2) 給与等支給額	+ 3 %以上	1 0 %	+ 5 %	+ 5 %	2 0 %	+ 3 %以上	1 5 %	+ 5 %	2 0 %
		+ 4 %以上	1 5 %			2 5 %				
		+ 5 %以上	2 0 %			3 0 %				
		+ 7 %以上	2 5 %			3 5 %	+ 4 %以上	2 5 %		3 0 %
中堅企業向け	+ 3 %以上	1 0 %	+ 5 %	+ 5 %	2 0 %					
	+ 4 %以上	2 5 %			3 5 %					

教育訓練費は、次のように要件が緩和されました。

中小企業向け	+10%→ +5%
全企業向け	+20%→ +10%
中堅企業向け	

くるみん・えるぼしの要件は、次の通りです。

中小企業向け	くるみん認定又はえるぼし二段階以上認定
全企業向け	プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定
中堅企業向け	プラチナくるみん認定又はえるぼし三段階以上認定

【新設】教育訓練費：全雇用者に対する給与等の支給額の0.05%以上

※ 中小企業は、全企業向けや中堅企業向けを選択することもできます。

◎新設：中小企業は賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越が可能になりました(要件あり)。

注1) 全雇用者(役員・役員関係者除く)の前期から当期の給与等支給額の増加額（補助金等の取り扱いは要確認）に税額控除率を乗じて計算する。

注2)前期及び当期24ヵ月分の給与等支給を受けた国内雇用者(役員関係者は除く)で、
全期間において雇用保険の一般被保険者。
一月でも高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象になっていないもの。